

2025 年度 西南学院小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

「いじめは、どの児童、どの学級・学年・学校にも起こり得るものである」との基本的認識に立ち、全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、諸行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3 いじめ防止等の組織

- いじめ防止等に関する取り組みを推進するにあたり、いじめ防止対策委員会を置く。
- いじめ防止対策委員会の構成員は、運営委員会の構成員に準じるものとする。
 - ・ 校長 教頭 事務責任者 学年主任 生徒指導部長
 - ・ ただし校長が必要に応じて、担任 スクールカウンセラー 養護教諭等を構成員に加えることができる。
- いじめ防止対策委員会では、次のことを行う。
 - ア 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成および実行と検証、修正
 - イ 関係機関および専門機関との連携等
 - ウ いじめの疑いや児童の問題行動に係る情報の収集と記録および全体共有化
 - エ 関係する児童への指導や支援の体制および保護者への対応等の決定

4 いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こりうるものであり、被害者にも加害者にもなりうるものであるという認識に立ち、本校の教育目標「隣人愛を育む」「知恵を育む」に基づき、いじめをしないという消極的姿勢にとどまらず、いじめを許さない、また人の喜ぶことを自ら行うという積極的な姿勢を学校全体で育むよう努める。

○ キリスト教主義教育

キリスト教の教えを規範とし、毎朝のチャペルや聖書の授業、宗教行事等を通して、一人ひとりが神から愛されるかけがえのない存在であることを知り、自分と同じように他者も尊重する態度を育成する。

○ 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ・ 分かる授業づくりに努め、児童一人ひとりが自分に対する自信をもつことができるようにする。
- ・ 学び合いを重視し、教え合い助け合うことでより高い目標を達成することを実感させるとともに、自分にはない発想や考えをもつ友だちのよさに気づかせるようにする。
- ・ 行事を通して、自分の存在の大切さややり遂げる喜びを味わわせ、よりよく行動しようとする姿勢を育てるとともに、協力することの大切さやよさを味わわせることで、他者を尊重しようとする姿勢を育てるようにする。

○ ソーシャルスキルの育成

それぞれの思いや考え方には違いがあることを理解し、自分とは思いや考えが違う相手に対しも、非攻撃的な方法で、互いが納得できるような解決の方法を見いだしていけるようなスキルを、授業や学級活動等を通して育てるようにする。

5 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあい装ったり、教師の目の届きにくい場所や時間に行われたりすることがあるという認識に立ち、児童の示す変化や兆候を見逃さないよう、日頃から見守るとともに、安心して相談できるよう信頼関係の構築に努める。知り得た情報や問題事項がある場合には、時間を置かず迅速に対応する。

○ 生徒指導部および校務システムの活用

- ・ 毎月1回、各生徒指導担当と養護教諭、スクールカウンセラーで構成する生徒指導部会を開催し、児童の現状や指導についての情報交換を行い、更に運営委員会、職員会議の場で情報の共有化を図る。
- ・ 専科の授業や休み時間などで、気になる行動等が見られた児童の情報を校務システムへの入力をとおして、常時担任に知らせる。特に問題を感じた場合には、直接伝えるようにする。

○ 生活アンケートの実施やQ-Uアンケートの活用

- ・ いじめ問題に限らず、定期的に「生活アンケート」を全学級で実施し、いじめにつながるような兆候を定期的に把握していく。
- ・ 全学年でQ-Uアンケートを実施し、実態に応じた支援を行う。

○ 「相談ポスト」の設置

「うれしかったこと」「かなしかったこと」「こまっていること」等自由に投函できるポストを設置し内容を確認、いじめにつながるようなものがある場合には早急に対応する。

○ スクールカウンセラーの活用

常駐しているスクールカウンセラーが、日常的に児童や保護者からの相談に応じ、兆候も含めいじめに関する情報を得た場合には早急に対応する。

6 いじめに対する取り組み

いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中心に速やかに、かつ組織的に対応する。保護者とも密接に連携し、被害児童の安全を確保すると共に、加害児童に対しては、教育的配慮に基づきつつ毅然とした態度で指導する。

- (1) いじめあるいはいじめと疑わしき行為を発見したときや、相談や訴えがあった場合には、ただちにいじめ防止対策委員会を開き、情報を共有する。必要に応じて全職員にも情報共有を図る。
- (2) 被害児童や通報した児童の安全を確保すると共に、客観的に事実確認を行う。被害および加害児童の保護者に対しても速やかに状況および経緯について報告し、学校と家庭とが連携して問題解決にあたることのできるような体制を整える。
- (3) 事実確認に基づき、被害児童へは安心して学校生活を送ることができるような支援体制を構築し、加害児童に対しては教育的配慮に基づきつつ毅然とした態度で指導を行う。
- (4) 取り組みを進めるに際しては、緊急措置（短期対応）に止まらず、再発防止およびよりよい成長に向けての中長期的視点に立っての取り組みを行うようにし、保護者へも理解と協力を求める。
- (5) スクールカウンセラーによる、児童・保護者へのカウンセリング等の心のケアを行う。必要な場合には、外部の関係機関との連携も図る。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、ただちに学院危機管理委員会に報告し、学院としての対応を行う。